

○常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成16年3月30日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成16年水海道市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第6条第1項第3号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 東日本高速道路株式会社及び日本下水道事業団
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定に基づき設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染の防止に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認めた者

(適用除外となる他法令の許可等)

第4条 条例第6条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる行為における土地の埋立て等とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けて行う次の行為

ア 自己の居住の用に供する住宅（建築基準法別表第2（い）項第2号に掲げるものを含む。）の建築

イ 市街化区域内における建築物の増築又は改築

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた採取計画に従って行う行為

(3) 土地区画整理法第76条第1項の規定による許可に従って行う行為

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う行為

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可に従って市街化区域内において行う行為

(6) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認又は同法第32条第1項若しくは第91条第1項の規定による許可に従って行う行為

(7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による許可に従って行う行為

(8) 河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項又は第58条の6第1項の規定による許可に従って行う行為

(9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可に従って行う行為

(10) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による許可に従って行う行為

(11) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による許可に従って行う行為

(12) 常総市法定外公共物管理条例（平成17年水海道市条例第126号）第4条第1項の規定による許可に従って行う行為

第5条 条例第6条第1項第5号の規則で定める土地の埋立て等は、次のとおりとする。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等

(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の実管理行為として行う土地の埋立て等

（許可申請）

第6条 条例第6条第2項の申請書は、土地の埋立て等許可申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第2項第11号の規則で定める事項は、土地の埋立て等の施工を管理する者（以下「施工管理者」という。）の住所、氏名及び電話番号とする。

3 条例第6条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）及び印鑑登録証明書

(2) 埋立て等区域の位置図及び付近の見取図

(3) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し

(4) 埋立て等区域の土地の使用権原を証する書面及び埋立て等区域の土地所有者の印鑑登録証明書

(5) 土地の埋立て等を行う者が他の者に施工を請け負わせる場合には、請負契約書の写し並びに請け負った者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）及び印鑑登録証明書

(6) 施工管理者の住民票の写し

(7) 土砂等を発生させる者の証明する土砂等発生元証明書（様式第2号）

(8) 土砂等の発生から処分までのフローシート

(9) 埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図

(10) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

(11) 土地の埋立て等に使用する土砂等の発生場所に係る位置図、平面図及び発生区域の面積計算書

(12) 土地の埋立て等に使用する土砂等の予定容量計算書

(13) 土地の埋立て等に使用する土砂等の発生場所において土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料に係る地質分析結果証明書（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。）

(14) 土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

(15) 埋蔵文化財の所在の有無に関する常総市教育委員会からの回答書

(16) 埋立て等区域が農振農用地である場合は、当該埋立て等区域が農振農用地であることを証する書面

(17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

4 前項第13号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければなら

ない。

- (1) 埋立て等区域の土地所有者の代表者又は申請者及び市長が指定する職員の立会いの上で市長が別に定める方法により土壌調査の試料の採取を行うこと。
- (2) 試料は、別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により計量を行い、かつ、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。
- (3) 前号の規定による計量及び測定は、環境計量士により調査結果を証明できる分析機関に委託して行うこと。

(許可の基準)

第7条 条例第7条第1号の規則で定める有害物質は、別表第1の左欄に掲げる物質とする。

- 2 条例第7条第1号の規定により規則で定める基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等の水素イオン濃度指数が別表第1の2の中欄に掲げる基準値であることとする。
- 3 条例第7条第1号の規定により規則で定める基準のうち、有害物質に係るものについては、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

第8条 条例第7条第2号に規定する生活環境の保全に関する基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(変更の許可申請等)

第9条 条例第9条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書（様式第3号）並びに変更に係る書類及び図面を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第9条第1項ただし書の軽微な変更は、申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）並びに施工管理者に関する変更とする。
- 3 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等軽微変更届（様式第4号）により行うものとする。

(着手の届出等)

第10条 条例第10条第1項第1号の規定による届出は、土地の埋立て等着手

届（様式第5号）により行うものとする。

- 2 条例第10条第1項第2号の規定による届出は、土地の埋立て等完了届（様式第6号）により行うものとする。
- 3 条例第10条第1項第3号の規定による届出は、土地の埋立て等廃止（休止）届（様式第7号）により行うものとする。ただし、休止届は土地の埋立て等を2月以上休止する場合に提出するものとする。
- 4 条例第10条第1項第4号の規定による届出は、土地の埋立て等再開届（様式第8号）により行うものとする。

（地位の承継の届出）

第11条 条例第11条第2項の規定による届出は、土地の埋立て等地位承継届（様式第9号）により行うものとする。

（標識）

第12条 条例第13条の規定により掲示しなければならない標識は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（様式第10号）とする。

- 2 条例第13条に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 許可年月日及び許可番号
 - (2) 土地の埋立て等の目的
 - (3) 土地の埋立て等を行う場所の所在地
 - (4) 土地の埋立て等を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - (5) 土地の埋立て等を行う者の連絡先の電話番号
 - (6) 土地の埋立て等の施工期間
 - (7) 埋立て等区域の面積
 - (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所及び予定数量
 - (9) 施工管理者の氏名
- 3 第1項の標識は、事業を施行する箇所の入口付近に設置しなければならない。（帳簿への記載）

第13条 条例第14条の規定による帳簿への記載は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第11号）により土地の埋立て等の施工期間中毎日行わなければならない。

- 2 条例第14条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
 - (2) 埋立て等区域の位置及び面積

- (3) 記録者氏名
- (4) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入時刻、搬入車両の登録番号、搬入業者名、運転者氏名、数量及び土砂等の積込み場所
- (5) 土地の埋立て等の施工作業の内容
- (6) 前各号のほか土地の埋立て等の施工に必要な事項
(土壌の調査等)

第14条 条例第15条に規定する土壌の有害物質による汚染の状況調査は、別表第1に規定する項目について行うものとする。ただし、市長は、試料の分析項目を追加指定することができる。

- 2 前項の規定による調査の結果報告は、環境計量士が証明した地質分析結果証明書により行わなければならない。
(書類の備付け及び閲覧)

第15条 条例第16条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第9条第1項の規定により市長に提出した変更許可申請書及び軽微変更届出書の写し
- (2) 条例第10条の規定により市長に提出した届出書の写し
- (3) 条例第15条の規定により市長に提出した報告書の写し
- (4) 条例第20条第1項の規定により市長に提出した報告書の写し
(身分を示す証明書)

第16条 条例第20条第3項の身分を示す証明書は、様式第12号によるものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(水海道市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則の廃止)
- 2 水海道市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則（平成3年水海道市規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成17年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１８年規則第１５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１９年規則第２０号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則（平成２１年規則第２３号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成２１年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後に着手する土地の埋立て等について適用し、この規則の施行の日前に着手した土地の埋立て等については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年規則第４号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する土地の埋立て等について適用し、この規則の施行の日前に着手した土地の埋立て等については、なお従前の例による。

附 則（令和３年規則第９号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する土地の埋立て等について適用し、この規則の施行の日前に着手した土地の埋立て等については、なお従前の例による。

附 則（令和 年規則第 号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第６条、第７条、第１４条関係）

常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 3 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2（以下「規格」という。） 5 5. 2, 5 5. 3 又は 5 5. 4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 3 8 に定める方法（規格 3 8. 1. 1 及び 3 8 の備考 1 1 に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号。以下「昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号」という。）付表 1 に掲げる方法
有機 ^{りん} リン	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号。以下「昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号」という。）付表 1 に掲げる方法又は規格 3 1. 1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	規格 5 4 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0. 0 5 ミリグラム以下	規格 6 5. 2（規格 6 5. 2. 7 を除く。）に定める方法（規格 6 5. 2. 6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格 K 0 1 7 0—7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）

常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

ひ 砒素	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下，かつ，埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては，試料 1 キログラムにつき 1 5 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格 6 1 に定める方法，農用地に係るものにあつては農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和 5 0 年総理府令第 3 1 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 0 5 ミリグラム以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 3 及び昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては，試料 1 キログラムにつき 1 2 5 ミリグラム未満	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 4 7 年総理府令第 6 6 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1，5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 2 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1，5. 2，5. 3. 1，5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法

常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモ ノマー)	検液 1 リットルに つき 0. 0 0 2 ミ リグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成 9 年環境庁告示第 1 0 号) 付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロ エタン	検液 1 リットルに つき 0. 0 0 4 ミ リグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 1—ジクロロ エチレン	検液 1 リットルに つき 0. 1 ミリグ ラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定め る方法
1, 2—ジクロロ エチレン	検液 1 リットルに つき 0. 0 4 ミリ グラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法, トラン ス体にあつては日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
1, 1, 1—トリ クロロエタン	検液 1 リットルに つき 1 ミリグラム 以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 1, 2—トリ クロロエタン	検液 1 リットルに つき 0. 0 0 6 ミ リグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
トリクロロエチ レン	検液 1 リットルに つき 0. 0 1 ミリ グラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
テトラクロロエチ レン	検液 1 リットルに つき 0. 0 1 ミリ グラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1 , 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 3—ジクロロ プロペン	検液 1 リットルに つき 0. 0 0 2 ミ リグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 に定め る方法
チウラム	検液 1 リットルに	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付

常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

	つき 0. 0 0 6 ミリグラム以下	表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 3 ミリグラム以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	規格 6 7. 2, 6 7. 3 又は 6 7. 4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0. 8 ミリグラム以下	規格 3 4. 1 (規格 3 4 の備考 1 を除く。) 若しくは 3 4. 4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては, 蒸留試薬溶液として, 水約 2 0 0 ミリリットルに硫酸 1 0 ミリリットル, リン酸 6 0 ミリリットル及び塩化ナトリウム 1 0 グラムを溶かした溶液とグリセリン 2 5 0 ミリリットルを混合し, 水を加えて 1, 0 0 0 ミリリットルとしたものをを用い, 日本産業規格 K 0 1 7 0—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 3 4. 1. 1 c) (注 (2) 第 3 文及び規格 3 4 の備考 1 を除く。)

		に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 1 測定に当たっては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）によること。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と、日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第1の2（第6条、第7条関係）

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	土懸濁液のpH試験方法（地盤工学会基準JGS0211-200）

別表第2（第8条関係）

管理体制	1 土地の埋立て等を施工する場所に、必要な能力を持った施工管理者を常駐させること。 2 土地の埋立て等の施工中、人身に損傷を生ずる事故又は第三者に損害を与える事故が発生したときは、関係者及び関係機関へ速やかに連絡できる体制が整備され、かつ、その内容が作業従事者等に十分周知徹底されること。
飛散流出対策	1 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。 2 埋立て等区域内の雨水が適切に排水される設備を設けること。 3 埋立て等区域内への外部からの雨水等の流入を防止できる開渠^{きよ}その他の設備が設けられていること。また、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。
騒音振動対策	1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）に規定する特定建設作業に準じること。 2 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準じること。
交通対策	1 道路に進入路を取り付ける場合には、あらかじめ道路管理者と協議を行い、道路管理者の指示に従うこと。 2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 3 搬入経路が通学路に当たるときは、常総市教育委員会と協議のうえ、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の

常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

	配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。
作業時間	1 土砂の搬入は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く、午前9時から午後5時までにを行うこととし、条例第6条第2項第9号及び第10号の規定により市長に提出した計画に従い、決められた期日及び時間帯以外の搬入を行わないこと。
安全対策	1 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。この場合において、埋立て等区域の外から容易に目視できる構造とすること。 2 出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。
事故対策	1 住民の生命及び財産に対する危害又は迷惑を及ぼすことがないように必要な措置を講じること。 2 周辺地域の公共物、工作物、水域、樹木及び井戸水に損失を与え、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じて事前調査等を行うこと。

様式第1号（第6条関係）

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

常総市長

殿

住所

申請者 氏名

㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所

在地，その名称及び代表者の氏名）

電話番号

常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定により，土地の埋立て等の許可を受けたいので，次のとおり申請します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
土地の埋立て等の施工に関する計画	別紙のとおり	
埋立て等区域周辺地域の生活環境の保全に関する計画	別紙のとおり	
施工管理者の住所，氏名及び連絡先	住所 氏名 電話番号	

備考 土地の埋立て等の目的の欄には，埋立て，盛土又は堆積の別を記入すること。

常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

添付書類	1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、法人登記簿謄本）及び印鑑登録証明書 2 埋立て等区域の位置図（縮尺 5 万分の 1 の図面）及び付近の見取図 3 埋立て等区域の土地登記簿謄本及び公図の写し 4 埋立て等区域の土地の使用権原を証する書面及び埋立て等区域の土地所有者の印鑑登録証明書 5 土地の埋立て等を行う者が他の者に施工を請け負わせる場合には、請負契約書の写し並びに請け負った者の住民票の写し（法人の場合は法人登記簿謄本）及び印鑑登録証明書 6 施工管理者の住民票の写し 7 土砂等を発生させる者の証明する土砂等発生元証明書 8 土砂等発生・処分フローシート 9 埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図 10 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図 11 土地の埋立て等に使用する土砂等の発生場所に係る位置図、平面図及び発生区域の面積計算書 12 土地の埋立て等に使用する土砂等の予定容量計算書 13 土地の埋立て等に使用する土砂等の発生場所において土壌調査を実施している場合は、試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに地質分析結果証明書 14 土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 15 埋蔵文化財の所在の有無に関する常総市教育委員会からの回答書 16 埋立て等区域が農振農用地である場合は、当該埋立て等区域が農振農用地であることを証する書面 17 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
------	--